

第
4790
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 8月12日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成24年10月から12月までの裁決事例

Q：平成24年10月から12月までの裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものが載せられているのですか？

A：次のようなものを含め、22事例が公表されています。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から、平成24年10月から12月までの裁決事例が公表されました。

主なものには、次のようなものがあります。

【所得税関係】

- ・住宅借入金等特別控除

「居住用家屋」を2以上有する場合には、①「主たる居住用家屋」をその取得の日から6月以内に居住の用に供し、かつ、②①の居住日以後その年の12月31日まで引き続きその「主たる居住用家屋」を居住の用に供している場合にのみ、住宅借入金等特別控除の適用があるのであるから、たとえ、家屋を取得してから6月以内に居住の用に供していたとしても、その家屋が主たる居住用家屋でないときは、適用は受けられないとしました。

【相続税関係】

- ・取引相場のない株式の評価

土地保有特定会社を判定する場合の土地等の価額には、「相当の地代を払っている場合」における「自用地としての価額の20%相当額」が含まれると判断しました。

